青森市企業局水道部 給 排 水 課 長 様

申請者 会社名(氏名) 電話番号 担当者名

地下埋設物について (照会)

不動産、工事等の調査にあたり、上下水道の地下埋設物を確認したいので、ご回答くださるようお願いします。

記

1	照会区分 ^{*1} □ 上水道(位置図: 照会場所ごとに2部添付) □ 下水道(同 上)	
2	照会目的)
3	照会場所 ^{*2} 1)青森市 2)青森市	
	3)青森市 4)青森市 5)青森市	
	6) 青森市 7) 青森市 8) 青森市	
	9) 青森市 10) 青森市	

- ※1 どちらか一方に☑を入れ、共通の照会場所における上下水道同時照会時にも上下 水道別々に提出してください。
- ※2 浪岡地区の下水道地下埋設物情報は、給排水課では回答できないため、浪岡庁舎上下水道課(〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1 〒10172-62-1159) へ照会となります。 (裏面もお読みください)

【照会にあたり、ご留意いただくこと】

<回答文書について>

・配水管の位置・口径、給水管の位置または下水道本管・取付管の位置・口径、公共ますの位置などがわかります。これは、水道部が保存している電子データの写しであり現地と異なる場合がありますので使用に当たっては現地調査等の確認をしてください。

また、直近の工事情報等が回答に反映されていない場合がありますので 現地の状況を優先してください。

<注意事項について>

- ・照会場所は、住宅地図の番地(住居表示)で記入してください。
- ・照会場所が空き地等の場合は、「○○字○○99 の北」等位置が特定できるようにしてください。
- ・照会場所が 10 件を超える場合は、新たな申請書を用いて照会場所を記入してください。
- ・位置図等書類が添付されていない場合は、水道部ではコピー等対応できません。
- ・郵送での照会をする方は、返信用封筒(切手貼付済み)等を同封してください。(切手貼付されていない場合、対応できません)
- ・不動産取引等に用いる情報は【交付を受けた資料】を基にする必要があります。【交付を受けた資料】とは回答一式(回答表紙(鏡)と地下埋設物資料のセット)を示します。
- ・電話、ファックス、メール及び問合せフォーム等での照会受付および回答はしていません。
- ・<u>回答の引渡し日は、受理後3営業日が標準となります。また、回答が準</u>備できたことについては、電話での通知を行っていません。早めに回答を必要とされる場合は、申請時にご相談ください。

問合せ先:〒030-0841 青森市奥野一丁目 2-1 水道部本庁舎 1 階 給排水課 Tm017-774-1234 青森市企業局水道部 給 排 水 課 長 様

申請者

会社名(氏名) ○○会社 △△ 電話番号 ×××-×××-××× 担当者名 □□ □□

地下埋設物について (照会)

不動産、工事等の調査にあたり、上下水道の地下埋設物を確認したいので、ご回答くださるようお願いします。

記

1	照会区分 ^{*1} □ 上水道(位置図: 照会場所ごとに2部添付) ☑ 下水道(同 上)	
2	照会目的 □ 不動産売買等にかかる調査 ☑ 開発計画にかかる調査 □ 工事における調査 (工事名: □ その他 ()
3	照会場所 ^{※2} 1) 青森市八重田一丁目 1-1 2) 青森市 3) 青森市 4) 青森市 5) 青森市 6) 青森市 7) 青森市	
	9)青森市 10)青森市	

- ※1 どちらか一方に☑を入れ、共通の照会場所における上下水道同時照会時にも上下 水道別々に提出してください。
- ※2 浪岡地区の下水道地下埋設物情報は、給排水課では回答できないため、浪岡庁舎上下水道課(〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1 〒10172-62-1159) へ照会となります。 (裏面もお読みください)

【照会にあたり、ご留意いただくこと】

<回答文書について>

・配水管の位置・口径、給水管の位置または下水道本管・取付管の位置・口径、公共ますの位置などがわかります。これは、水道部が保存している電子データの写しであり現地と異なる場合がありますので使用に当たっては現地調査等の確認をしてください。

また、直近の工事情報等が回答に反映されていない場合がありますので 現地の状況を優先してください。

<注意事項について>

- ・照会場所は、住宅地図の番地(住居表示)で記入してください。
- ・照会場所が空き地等の場合は、「○○字○○99 の北」等位置が特定できるようにしてください。
- ・照会場所が 10 件を超える場合は、新たな申請書を用いて照会場所を記入してください。
- ・位置図等書類が添付されていない場合は、水道部ではコピー等対応できません。
- ・郵送での照会をする方は、返信用封筒(切手貼付済み)等を同封してください。(切手貼付されていない場合、対応できません)
- ・不動産取引等に用いる情報は【交付を受けた資料】を基にする必要があります。【交付を受けた資料】とは回答一式(回答表紙(鏡)と地下埋設物資料のセット)を示します。
- ・電話、ファックス、メール及び問合せフォーム等での照会受付および回答はしていません。
- ・<u>回答の引渡し日は、受理後3営業日が標準となります。また、回答が準</u>備できたことについては、電話での通知を行っていません。早めに回答を必要とされる場合は、申請時にご相談ください。

問合せ先:〒030-0841 青森市奥野一丁目 2-1 水道部本庁舎 1 階 給排水課 Tm017-774-1234